

発行

長野県教職員組合  
長野市旭町1098FAX 号外  
No.2020-82  
2020.11.10職場  
回覧

# 切実な要求が実現し地公労交渉妥結

- ・ 人事委員会勧告完全実施（一時金△0.05月）
- ・ 昨年度に引き続き臨任者の上位制限緩和へ
- ・ 小1から小3までの期間に部分休暇制度を新設

## 地公労への回答

2.11.9

- 1 人事委員会勧告について、勧告どおり実施するよう検討する。
- 2 初任給の上位制限について、任命権者において改善を検討する。
- 3 小学校就学から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するための部分休暇の新設について検討する。  
(令和3年4月1日適用)
- 4 失職の例外の通勤への拡大について検討する。  
(令和3年4月1日適用)
- 5 会計年度任用職員の期末手当について、令和2年度の支給割合を1.45月とするよう検討する。

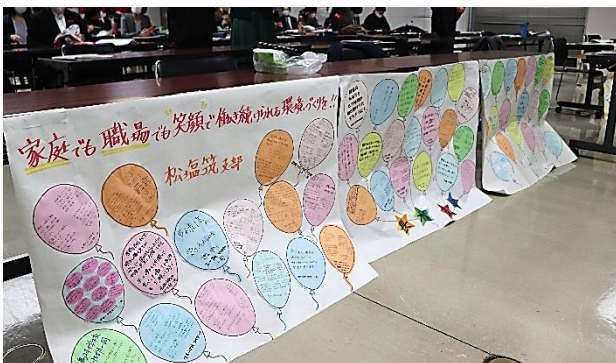
11月9日（月）に行われた地公労確定交渉（県教組からは34人が参加）について、取り急ぎ最終回答を中心に報告します。交渉の詳細は、後日お届けする県教組新聞号外をご覧ください。

人事委員会勧告の完全実施により、一時金は0.05月の削減となり、本年12月10日支給の期末手当で調整されます。マイナス勧告ではあったものの、独自の給与カットをさせないための確認を冒頭に行いました。

また、会計年度任用職員の期末手当の削減の提案については、断固許さない覚悟で交渉に臨み、阻止することができました。

昨年に引き続き臨任者の上位制限の改善は当事者のみならず、職場の強い願いでもあり、長年積み重ねてきた大きな成果です。任命権者ごとに妥結することが必要であり、12日の県教組独自確定交渉で具体的な号俸を確定します。

切実な要求を積み上げてきた子育て支援休暇について、来年度4月1日から実現することになりました。障害のある子のための制度を求めていましたが、全ての子を対象とした小学校1年から3年までの期間に部分休暇が新設されることとなります。



子育て支援の要求を掲げた寄せ書き